

地域産業保健センターのご案内

▶従業員数50人未満の事業所が対象◀

○次の産業保健サービスが無料で受けられます

- 1 **健康診断の結果についての医師からの意見聴取**
健康診断で異常の所見があった労働者について、当センターに登録されている医師から意見を聴くことができます。事業主はその意見を踏まえ、労働者に対して適切な措置を行ってください。
- 2 **労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談**
当センターに登録されている医師または保健師が、労働者の健康管理に関する相談に幅広く応じます。
- 3 **長時間労働者・高ストレス労働者に対する面接指導**
時間外・休日労働時間が長時間に及ぶ労働者、またはストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された労働者に対して、当センターに登録されている医師が面接指導を行います。
- 4 **個別訪問による産業保健指導**
当センターに登録されている医師、保健師または労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、総合的な助言・指導を行います。

□実施医療機関(登録産業医)

湯沢町	湯沢病院、角谷整形外科医院
南魚沼市	中之島診療所、風間内科医院、あんベクリニック、河内医院
	米倉医院、五日町病院、斎藤記念病院
魚沼市	中島脳外科内科医院、上村医院、堀之内駅前小玉医院
旧川口町	庄司内科医院
小千谷市	大矢医院、中村内科消化器科医院、池田内科医院、北村医院
	山下メンタルクリニック、さわなか医院、藤巻医院

ご利用にあたって

- ・まずは当センターへ利用申込書により申し込んでください。(FAXで結構です)
※「新潟産業保健総合支援センター」ホームページのトップメニュー「地域産業保健」から当センター利用申込書等がダウンロードできます。
- ・日程と医療機関は当センターで調整し、決まり次第連絡いたします。

- ◎ 労働安全衛生法により、事業主は、健康診断の結果所見があると診断された労働者の健康を保持するために必要な措置について、3か月以内に医師等の意見を聴かなければならないとされています。
- ◎ 労働安全衛生法により、事業主は、労働者の過労やストレスを背景とする脳・心疾患やメンタル不調の未然防止のため、長時間労働者やストレスチェックの結果における高ストレス者を対象に医師による面接指導を実施することが義務付けられています。

【月～金曜日の8時30分～12時迄】

南北魚沼・小千谷市地域産業保健センター

〒949-6680 新潟県南魚沼市六日町185-1 南魚沼市役所南分館2階 郡市医師会内

TEL 025-773-2921 FAX 025-773-2713

申込み・
問合せ先